# 科学研究費補助金研究成果報告書

平成22年10月27日現在

研究種目:基盤研究(C)研究期間:2007~2009

課題番号:19530067

研究課題名(和文) 我が国企業の海外における事業活動と法令遵守プログラム

研究課題名 (英文) Effective Compliance Program For Japanese Company; To Expand their

Operations abroad

研究代表者

長谷川 新 (HASEGAWA SHIN) 関東学院大学・法務研究科・教授

研究者番号: 00277740

研究成果の概要(和文): 今日、より一層の海外への進出・展開を余儀なくされつつある我が国企業にとって、コンプライアンス・プログラムの整備、励行は不可欠の要請である。米国で 2004 年に成立した改正量刑ガイドラインに新設された \$8B2.1 は「効果的なコンプライアンス及び倫理プログラム」について定め、客観化し易い内部統制システムを倫理プログラムによって補完しようと試みる。これは、企業に対して成熟した市民社会の一員としての自覚と責任、そして実践を求めるものである。

研究成果の概要(英文): Japanese companies have been forced to expand their operations abroad because of economic globalization, a serious deflation spiral or others. They must prepare compliance program, and strict enforcement of the program. In 2004, U.S. Sentencing Commission amended Federal Sentencing Guidelines for Organizations to impose stricter criteria for effective compliance programs, establishing a separate section, § 8 B2.1, to more fully address the key elements that programs should incorporate. To be considered effective under the revised Guidelines, organizational compliance programs must "promote an organizational culture that encourages ethical conduct and a commitment to compliance with the law." (§ 8 B2.1(a)(2).) This approach might attempt to compensate internal control system with ethical program, and then to be got a strong sense of being a member of our mature civil society and responsibility as the member.

## 交付決定額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合 計
2007 年度	800, 000	240, 000	1, 040, 000
2008 年度	600, 000	180, 000	780, 000
2009 年度	700, 000	210, 000	910, 000
年度			
年度			
総計	2, 100, 000	630, 000	2, 730, 000

研究分野:社会科学

科研費の分科・細目:法学・民事法学

キーワード: 商法、会社法、経済法、金融商品取引法、コンプライアンス、量刑ガイドライン、超過価格設定、暫定的差止命令

1. 研究開始当初の背景

この研究計画を立てた当時、欧米を中心と

した金融バブルの膨張とその市場の拡大、国 内におけるデフレの進行と消費の縮小、これ に伴う海外市場依存度の一層の増大が進行 しつつあった。金融バブルの膨張は、過去二 十年以上にわたる欧米を中心とする金融・証 券市場の自由化・国際化を背景に持つもので あり、金融・証券市場の競争の激化に伴うそ の再編・統合は、余剰資金の劇的な増大をも たらし、企業に機関投資家などを介した巨額 の資金調達を可能とした。新興国の経済的台 頭と相俟って、国際的な企業間競争は、大型 合併などによる国際的企業再編を余儀なく させ、そのことは国際的経済的連携・統合を 加速させ、市場の再編・統合を促すこととな った。こうした状況下にあって、我が国企業 は、生産・販売拠点の移転等、より一層の海 外への進出・展開を余儀なくされつつあった が、他方、そのことは必然的に現地における 政治・経済的リスクの増大を招くこととなっ た。例えば、米国においては 1990 年代に入 り、反トラスト法制の「域外的管轄権がまさ に爆発的に行使され」(Dorsey D. Ellis, Jr.)、 同時に、刑事罰の活用が増大した。顕著な傾 向として、年々罰金額が増加するとともに、 1997 年度から 1999 年度の罰金額の 90%以上 が国際カルテル事件のものであったとされ る。当時の司法次官補ジョエル・クラインは、 1999 年秋、「世界中における反トラスト執行 の新時代の幕開け」を宣言し、我が国企業も 相次いで摘発され、刑事罰が科された。特に、 黒鉛電極カルテルにおいては、三菱商事が本 邦企業としては最高額となる 1 億 3400 万ド ル(当時で約160億円)の罰金が科され、更 に、私訴における和解金 4500 万ドルなどと 併せて国内において株主代表訴訟が提起さ れることとなった。

また、2003年には、エムパグラン社事件連邦控訴審判決が、国際カルテルにおいて、カルテル対象製品の購入者が、それを米国内の購入しなくとも、当該カルテルが米国内の通応影響を与えることを立証し得る場合には、米国裁判所の管轄権を認める旨を判合をした。これは、国際カルテルによって被害を初れた。これは、国際カルテルによって被害を被った米国反トラスト法に基づきカルテルを加者を提訴することに門戸を開くものであり、謂わば米国外の顧客にも原告側に有利な米国反トラスト法、特にクレイトン法4条に基づく三倍賠償等を求めるクラスアクショととでであるとなった。

その後、連邦最高裁判所は当該連邦控訴審 判決を不服とする上告を受理し、2004年6月、 原審を破棄し差し戻す旨を判示した。そこでは、外国主権に対する国際的礼譲の観点から、「外国取引反トラスト改善法」(FTAIA)の例外適用を否定し、また、論理的にも国際カルテルのもたらす外国での効果が、当該カルマルが米国内でもたらす効果から独立して、外国での効果からと等を根拠として、外国での効果からとものとされる。しかしながら、市場の国間にものとされる。しかしながら、市場との間に違反行為の効果について相互関連性が認力によってカバーされる範囲はされることは決して少なくないか、との指摘がなされるところとなった。

### 2. 研究の目的

以上のような背景から、米国で事業を展開する企業は、反トラスト法の遵守等、法令遵守に向けたマニュアル等を整備・励行する必要があり、これは現在、取締役の注意義務の内容とされている。その懈怠は、シャーマン法1条違反等に対する罰金額、カルテル等の被害者に対する損害賠償額、更には取締役等経営陣の会社に対する損害賠償責任の有無に重大な影響を及ぼすものとされる。

そこで、本研究では、主として日・米・英、 三カ国における反トラスト法制並びに企業 法制・証券取引法制等とその法執行システム を分析する。その成果を踏まえて海外で事業 を展開する我が国企業が整備・励行すべき を展開する我が国企業が整備・励行すべき のために、米国の「組織体に対する量刑ガイ ドライン」も研究する。また、海外における 反トラスト法執行の効果が、我が国国内にお いて企業にどのような責任をもたらすか、特 に取締役の責任と代表訴訟制度を中心に検 討する。

また、国際カルテルに関して、米国内にその直接の効果が認められない場合であっても、FTAIAの例外適用に基づく米国反トラスト法の広範な域外適用によって米国裁判所の管轄権が肯定される可能性が生ずる。これについては、各国の対抗措置も視野に入れるべきであるが、この点に関しては英国の立法が参考となるものと思われ、その検討を行う。

#### 3. 研究の方法

米国については、反トラスト法の執行が、 まずは刑事処分として顕われるので、両者の 関係の調査から取りかかることとなる。

米国では、反トラスト法違反をめぐる刑事 手続きの多くが司法取引を経て決着するた め、まずは、司法取引と反トラスト法執行との関係について調査する。特に、不抗争答弁や量刑合意といった犯罪の自認を伴わない司法取引が行われる場合には、(刑事陪審における有罪評決と)後続するクレイトン法4条に基づく(三倍額)民事賠償訴訟との関係について分析する。

また、米国では、法人の刑事責任を問う場合の理論的前提として、法人の犯罪主体性が問題となることから、その議論の沿革と、現状について調査・整理を行う。また、従業員の違法行為に関して一種の代位責任を法人に対して問う表見的責任者の法理に関して、できる限りその法構造を解明し、我が国の場合との比較・整理を行う。これは、日本企業が米国の法廷において有罪とされた場合、そのことが我が国の民事訴訟において当該企業の違法性を基礎付ける事実となるか否かを理論的に解明する上で重要な意義を有するものと思われる。

量刑ガイドラインについては、特に2004年 改正に重点を置いて調査を行う。

米国の証券法制に関しては、デリバティブ 取引をめぐる内部者取引規制をめぐる最新 の議論の分析を通して、公正開示規則の意 義・位置付けを明らかにして行く。

#### 4. 研究成果

(1) 研究開始当初に予測した通り、我が国企 業は、生産拠点の海外への移転など、急速な 海外への進出・展開を余儀なくされている。 これは、リーマンショックに象徴される、欧 米の金融バブル崩壊後のドルやユーロに対 する信任の低下、国際的な通貨安競争に伴う 円高の進行、新興国の経済的台頭、デフレの 悪化に伴う内需の縮小等々に起因するもの である。特に、保護主義的な傾向を強める米 国においては、1990年前後の状況に比べても、 我が国企業が置かれた状況は厳しいものと いえる。このことは、トヨタのリコール問題 に象徴されるように、問題は現地における法 令遵守問題に留まらない背景を有するもの とも言いうるが、我が国の法令遵守に向けた 対応が問われた案件でもあった。また、2004 年段階での数字ではあるが、1991年に「組織 体に対する量刑ガイドライン」が法制化され た後、10数年間の間に「効果的なコンプライ アンス・プログラム」を運用していたとして 刑の減軽が認められた事案が僅か二件に留 まることからその有用性に対して疑念が呈 された。しかし、2004年反トラスト法刑事罰 強化および改善法にみられるようにシャー マン法違反に対する厳罰化の傾向を強める

米国の状況下においては「効果的なコンプライアンス・プログラム」の整備・励行は、経営 陣の注意義務の観点からも不可欠の要請で ある。

その意味でも、マリンホース・カルテル事 件は、日米欧に跨る大規模な国際カルテルで あり、米国司法省が主導的に摘発を行い、 2008年12月8日には日本企業の役員が反ト ラスト法並びに海外腐敗行為禁止法 (Foreign Corrupt Practices Act)に違反し たとしてヒューストン連邦地裁において有 罪答弁を行い、同月10日に禁固2年、罰金8 万ドルの判決が下されている。その際、Garza 米反トラスト局長代行は、「米国の消費者に 損害を与える国際カルテルの訴追は、反トラ スト局最優先事項であり続ける」との談話を 発表している。本件は、黒鉛電極カルテルと の比較においても重要な事件であり、日米英 それぞれ (特に米国) の観点から検討を行っ た。

- (2) 関連する反トラスト法制のエンフォー スメントにおいては、司法取引が重要な役割 を果たすが、司法取引に基づく有罪判決がク レイトン法4条に基づく後続私訴の証拠たり うるかについては必ずしも明らかではない。 特に量刑合意は量刑段階における取引であ るにも拘わらず、不抗争答弁同様、同意判決 と同等視し得るとしてクレイトン法5条(a) 項但書が適用され、prima facie evidence と しての効果が及ばない、と解すべきか。後続 私訴の多くが和解で終結する為、事実上同様 の機能を期待されているものと思われるが、 この点、文献上は確認はできなかった。 (3)また、このこととは問題を異にするが、 クラスアクションを和解によって終結させ る場合には、それによって遮断される控訴の 範囲を明確にしておくことが極めて重要で
- (4) 米国で 2004 年に成立した改正量刑ガイドラインに新設された §8B2.1 は「効果的なコンプライアンス及び倫理プログラム」について定め、客観化し易い内部統制システムを倫理プログラムによって補完しようと試みる。これは、企業に対して成熟した市民社会の一員としての自覚と責任、そして実践を求めるものであり、今日、企業に対して求められるべきコンプライアンス・プログラムの本質をなすもの十思われる。

ある。

(5)外国の法廷で有罪とされ、罰金等を課せられた会社の行為等について我が国において株主代表訴訟等が提起された場合については、米国と日本のように、会社に対する帰責法理が重要な部分で異なることから、有罪

確定の事実を以て直ちに法令違反として損害賠償責任を認めることはできない。会社法の423条1項の「任務懈怠」とはそのように解さざるを得ず、外国法廷での有罪判決経ていたとしても、会社の行為の違法性も含めて、当該取締役の任務懈怠の有無が原則に従って改めて問い直されるべきである。

(5) 更に、今後、米国における企業をめぐる民事訴訟において重要な役割を果たし得るものと思われる暫定的差止命令についての基礎的な研究を試みた。企業をめぐる紛争局面において、エクイティ上の救済である暫定的差止命令を用いた柔軟な済措置の可能性を探ることは、原告、被告両者の負担・損害の拡大を防ぎ、和解をはじめとする合理的な紛争らに基づき、暫定的差止命令に関する部とに変いを踏まえた上で、暫定的差止命令を「当事者の効率的な行為を引きた場合である。とする新しい枠組みの構築・提唱を検討した。

(6)欧州に関しては、第一に、日本独禁法に おいてはこれまで検討されたことがない、市 場支配的地位の濫用を禁止する EU 運営条約 102条第2文(a)項に該当する行為の一類 型とされている超過価格設定の概念につい て研究を行った。この概念は、先例とされる General Motors 事件、United Brands 事件に おいては、供給される商品の経済的価値に対 して合理的な関係がないことから過度とさ れる価格を設定する行為であり、その違法性 は並行輸入の阻害、および、当該価格とコス トの差それ自体に求められることが判明し た。しかし、後者の違法性およびその判断基 準には不明な点があることから、さらに、近 年における判例を検討した。そこでは、違法 性につき、競争者への排除効果、顧客の搾取 に求められ、判断基準につき、通常及び十分 な有効競争が存在した場合には得られなか ったであろう利益を得ているか否かという こととされ、正確な原価、仮想的な競争価格 を算定することが困難であることから、現実 的には様々な代替指標を用いることが明ら かとなった。更に、この研究を基礎として、 日本独禁法における当該概念の適用可能性 を検討した。

(7)欧州における競争法の域外適用問題に関しては、当初の予定通り、英国法を中心に研究を行った。英国競争法において、公正取引庁、裁判所とも、1998年競争法、2002年企業法双方の運用において、純粋な効果主義に基づく競争法の域外適用には消極的であり、欧州委員会と同様に、経済的一体理論、実行

理論により、立法管轄権、手続管轄権を行使できる場合にのみ域外適用を行いすることが明らかとなった。同時に英国においては、伝統的にアメリカ反トラスト法の域外適用に対して対抗的な動きがあり、1980年通商利益保護法制定により明確に英国の管轄権、主権を侵害する場合には、外国裁判所、競争当局が管轄権を英国内で行使することを禁ずるだけではなく、コモンロー上および1975年証拠法からもアメリカ反トラスト法をはじめとする外国競争法の域外適用に一貫して、それを妨げる判決が下されてきたことが明らかとなった。

(8) 米国証券法関係では、公正開示規則の意 義について、内部者取引規制との関連におい て検討した。内部者取引規制に関しては、 2008 年 7 月に、Bear Stearns のヘッジファ ンドの倒産に関連して二人のファンドマネ ージャーが、FBI が DOJ との協力の下に CDOs をめぐるインサイダー取引容疑で逮捕され ており、その規制範囲が高度に複雑な商品性 を有するデリバティブ取引にまで及びつつ ある。しかしながら、デリバティブ取引にお いては、当然ながら、従来の信認義務理論や 不正流用理論は妥当せず、規制の理論的基礎 が実務においても問い直されるに至ってい る。これは、特に、ヘッジファンドのコンプ ライアンス担当者等において、そのコンプラ イアンス・プログラムを策定する際に、SEC の 意向や対応をどのように読み解き、それを反 映させるべきか、等々の場面で重要であると される。この点、SEC は、その規制当初より 完全開示義務を前提とした「開示あるいは断 念」の法理を、今以て潜在的に堅持し続けて いるものとされ、これは、従来判例によって 形成されてきた信認義務を中心とした理論 構成が妥当し得ないデリバティブ取引の分 野において、そうした姿勢を顕著に示しつつ あるものとされる。公正開示規則は、未だ裁 判所による相対型のインサイダー取引規制 法理が色濃く残る株式市場等の場面につい て、SEC が完全開示義務を前提とした「開示 あるいは断念」の法理への転換を試みた、い わば組織的市場型インサイダー取引規制法 理形成のための橋頭堡的位置付けをなし得 るものである。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 10 件)

① <u>長谷川新</u>、証券会社の損失補填による不 当顧客誘引〔野村證券事件〕、別冊ジュリ

- スト 経済法判例・審決百選、査読無、 Vol. 199号、2010、pp. 134-135
- ② <u>渡邉昭成</u>、イギリスにおける競争法の域 外適用に対する考え方、早稲田大学グロ ーバル COE A1-2 中間報告書『独占禁止法 の域外適用に関する経済法学・国際経済 法学的検討、査読無、2010、pp. 90-105、
- ③ <u>渡邉昭成</u>、超過価格設定に対する優越的 地位の濫用規制の適用、日本経済法学会 年報、査読無、2010、第 31 号、pp. 123-134、
- ④ 渡邉昭成、官製談合において発注者側の 責任者が不当な取引制限の罪の身分なき 共謀共同正犯に問われた事例、法学セミ ナー増刊速報判例解説 vol.4 2009、 pp. 219-222、
- 5 渡邉昭成、独禁法違反による損害賠償請求-USEN 対キャンシステム事件、ジュリスト臨時増刊平成 21 年度重要判例解説、2010、pp. 290-292
- ⑥ 渡邉昭成、価格カルテルの場合の「当該商品又は役務」、別冊ジュリスト経済法判例・審決百選、2010、Vol. 199、pp. 2010-2011、
- ⑦ <u>渡邉昭成</u>、EC 条約 82 条における超過価格設定の概念、国士舘法学 2009、Vol. 41号、pp. 1-31
- ⑧ 渡邉昭成、EC 条約 82 条における超過価格設定の概念の展開、国士館大学最先端技術関連法研究、査読無、Vol. 8、2009、pp. 67-102、
- ⑨ 渡邉昭成、超過価格設定に対する優越的 地位の濫用規制の適用、国士館大学比較 法制研究査読無、Vol. 32、2009、pp. 1-27、
- ⑩ <u>坂本真樹</u>、暫定差止命令の新しい枠 組み、静岡大学法政研究、査読無、 2008、Vol. 13、No. 2、pp. 139-166、

## 〔学会発表〕(計5件)

- ① 長谷川新、提訴請求の相手方を誤り提起された代表訴訟も不適法として却下できないとされた事例 最三小判2009(平21)年03月31日裁判所時報1481号1頁(組合員代表訴訟事件)、早稲田大学グローバルCOEプログラム〈〈企業法制と法創造〉〉総合研究所商法研究会、2009.11.9、於、早稲田大学早稲田キャンパス(東京都)、
- ② <u>長谷川新</u>、格付会社の法的規制(平成21 年金商法改正)早稲田大学グローバル COE プログラム 〈〈企業法制と法創造〉〉 総合研究所 金融商品取引法・アメリカ

- 資本市場法制研究会、2009.12.11、早稲 田大学早稲田キャンパス(東京都)、
- 3 長谷川新、米国における公正開示規則 (Regulation FD)の成立と展開、 2008.3.26、関西企業法研究会、高岡法 科大学高岡キャンパス(富山県)
- ④ 渡邉昭成、超過価格設定行為に対する優越的地位の濫用規制の適用、日本経済法学会2009年大会、2009.10.17、法政大学市ヶ谷キャンパス(東京都)
- ⑤ 渡邉昭成、イギリスにおける競争法の域 外適用に対する考え方、早稲田大学グロ ーバルCOE プログラム《成熟市民社会型 企業法制の創造》経済法・国際経済法の 総合的研究、2010.1. 早稲田大学早稲田 キャンパス(東京都)3

## 〔図書〕(計1件)

① <u>長谷川新</u>、会社法重要判例解説〔第3版 補正版〕、酒巻俊雄=尾崎安央編著、成 文堂、2008、pp. 372-375

# 6. 研究組織

(1)研究代表者

長谷川 新 (HASEGAWA SHIN) 関東学院大学・法務研究科・教授 研究者番号:00277740

(2)研究分担者

渡邊 昭成(WATANABE AKINARI) 国士舘大学・法学部・准教授 研究者番号:90329061

坂本 真樹 (SAKAMOTO MAKI) 静岡大学・人文学部・准教授 研究者番号:40467220 (追加: H22 年 12 月 1 日)